

内閣参甲第一三一号

昭和二十四年十一月四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出学校用楽器の減税に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出の学校用楽器の減税に関する質問に対する答弁書

楽器に対しては、義務教育である小学校及び中学校において教育用に供するものについてのみ免税を認め、器楽教育の一助に資しているのであるが、高等学校以上の学校の学生については一般的に用いられるものと同様に減税又は免税を認めていない。

ただ楽器については御質問のような趣旨の点も認められるので第一種乙類該当の楽器(ピアノ、アコーディオン等)については目下一般的に負担の軽減を図ることを検討中である。